

京都市動物園広報業務委託仕様書

京都市動物園広報業務委託（以下「本業務」という。）について、以下のとおり定める。

1 総則

- (1) 本業務については、効果的な広報業務を実施することで、京都市動物園の魅力をより多くの方に知っていただくとともに、その運営や取組についても関心を持っていただくことを目的とする。
- (2) 本業務の受託人（以下「受託者」という。）は、京都市動物園が、明治36年4月に市民有志からの寄附金を基に、全国で2番目に開園した歴史ある動物園であり、京都市の芸術文化観光振興施策上及び市政運営上、極めて重要な施設であることを十分理解したうえで業務を実施すること。
- (3) 受託者は、京都市契約事務規則等の関係法令を遵守のうえ、本仕様書に基づき誠実かつ完全に遂行すること。

2 対象施設

所在地 京都市左京区岡崎法勝寺町 岡崎公園内
名称 京都市動物園（以下「委託者」という。）

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4 委託内容

(1) 実施計画

本業務の実施に当たっては、以下の業務内容に基づいた実施計画を策定し、事前に委託者の承認を得ること。

なお、新聞広告等を実施する際、他の企業と合同での広告を掲載することは構わないが、事前に委託者の承認を得ること。

ア 京都市動物園の施設やイベント紹介に関する広報

年間を通じて動物園の施設やイベント等をPRすること。

複数の広報媒体を組み合わせることで、効果的な広報を実施すること。

広報を実施する際に必要となるデザイン料及び印刷費用や掲出料等については、別途定めがある場合を除き、受託者の負担とする。

イ 京都市動物園の運営に関する広報

京都市動物園サポーター制度（京都市動物園Zoo〜っとサポーター）をPRし、同制度の利用促進に努めること。

なお、同制度により委託者が認定したサポーターが、任意で受託者と契約を締結し、認定内容に際して必要なデザインや広告物等を制作することは差し支えないが、紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任において解決することとし、委託者は一切の責任を負わない。

ウ 企業・団体向け広報

企業・団体等に対し、京都市動物園サポーター制度や団体入園・年間入園券の

販売促進のための広報を実施すること。

エ 交通広告

京都市交通局の地下鉄やバスに掲出する交通広告のデザイン及び広告物の印刷を実施すること。

本業務では、当初予定分として市バス B3 広告，地下鉄中吊り広告（烏丸線・東西線セット）を各 4 回実施する予定であり，これらのデザイン費用（最大 8 デザイン）及び広告物の印刷費用については，本業務に含むものとする。

ただし，広告掲出料については，委託者が京都市交通局に対して直接申込みを行うため，本業務の費用に含まない。

オ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）・ICT を活用した広報

委託者が運用している Facebook，Twitter，instagram のアカウントを活用した広報を実施すること。

また，必要に応じて，受託者が各アカウントから情報発信を実施することとし，特に instagram については，受託者が主体的に情報発信を実施すること。

なお，委託者はホームページ（<http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>）を開設し，施設やイベント等の情報を提供しているほか，youtube による動画投稿を実施しているため，これらの情報を活用した広報を実施すること。

カ 外国人向け広報

外国人在住者及び観光客向けの広報を実施すること。

なお，委託者はホームページ及び園内マップの多言語化を実施しており，現在，英語・中国語（簡体字）・ハングル版を提供している。外国人に向けた広報を実施するに当たっては，これらの情報を積極的に活用すること。

(2) 広告デザイン・ビデオ等の広報物の企画・制作

本業務の実施に当たり，広告デザインや動画制作等が必要となった場合，本業務の範囲において企画・制作すること。

広報物の作成に当たっては，広告効果が期待できる親しみやすいデザインであるとともに，JIS X8341-3 に準拠したコントラスト等により，見やすいデザインに努めること。

デザインの作成に当たっては，動物に服を着せたり，道具を使わせるといった過度な擬人化は行わないこと。

(3) 効果測定

実施した広報業務について，認知調査等を含めた客観的な数値を用いて効果を測定し，委託者に報告すること。なお，委託者が提供可能な主な情報については，以下のとおり。

ア 有料及び無料入園者数（日別）

イ 京都市動物園ホームページ閲覧者数（言語・月別）

ウ 来園者からの御意見

エ 京都市動物園サポーター制度利用実績

(4) その他必要となる付帯業務

5 その他

(1) 当該契約における委託料の支払いについては，業務委託料を 4 分割し，平成 29 年

6月、9月、12月、30年3月の業務終了後、委託者が受託者からの適法な請求書の提出を受け、支払うこととする。

なお、請求額に1円未満の端数がある場合については、最終請求月に支払うものとする。

- (2) 本業務終了時に他の業者への引継ぎがある場合は、誠実に対応すること。
- (3) この仕様書に定めのないことについては、委託者及び受託者双方による協議のうえ決定するものとする。